

平成30年第2回教育委員会議事録

平成30年1月29日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成30年 1 月 29 日 (月) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 4 時 06 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 教育企画担当部長 白 石 高 士
教育人事企画課長
学 校 整 備 大 竹 直 樹 生涯学習担当部長 齋 木 雅 之
担 当 部 長 中央図書館長
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 正 田 智 枝 子
特 別 支 援 阿 部 吉 成 学校支援課長 高 沢 正 則
教 育 課 長 学校整備課長 和 久 井 伸 男 学 校 整 備 渡 邊 秀 則
学 校 整 備 課 長 和 久 井 伸 男 担 当 課 長
生 涯 学 習 本 橋 宏 己 济美教育センター 平 崎 一 美
推 進 課 長 所 長
济美教育センター 大 島 晃 济美教育センター 寺 本 英 雄
統 括 指 導 主 事 統 括 指 導 主 事
济美教育センター 佐 藤 正 明 中央図書館次長 加 藤 貴 幸
就 学 前 教 育 担 当 課 長
副 参 事 倉 島 恭 一 区 民 生 活 部 阿 出 川 潔
(子どもの居場所づくり担当) スポーツ振興課長

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第1号 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第2号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 杉並区立成田西子供園移転改築及び併設仮称就学前教育支援センター建設建築工事の請負契約の締結について
- 議案第5号 平成29年度杉並区一般会計補正予算(第6号)
- 議案第6号 平成30年度杉並区一般会計予算
- 議案第7号 杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」の改定について
- 議案第8号 「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定について
- 議案第9号 杉並区立中央図書館全面改修工事設計等業務委託受託者候補者選定委員会の設置について

(報告事項)

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (2) 平成29年度学力等調査の結果について
- (3) 平成29年度体力等調査の結果について
- (4) 「平成29年度杉並区立図書館運営状況報告書」について

目次

議案

議案第1号	杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	34
議案第2号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	36
議案第3号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第4号	杉並区立成田西子供園移転改築及び併設仮称就学前教育支援センター建設建築工事の請負契約の締結について	38
議案第5号	平成29年度杉並区一般会計補正予算(第6号)	39
議案第6号	平成30年度杉並区一般会計予算	40
議案第7号	杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」の改定について	30
議案第8号	「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定について	4
議案第9号	杉並区立中央図書館全面改修工事設計等業務委託受託者候補者選定委員会の設置について	8

報告事項

(1)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	10
(2)	平成29年度学力等調査の結果について	11
(3)	平成29年度体力等調査の結果について	16
(4)	「平成29年度杉並区立図書館運営状況報告書」について	18

教育長 ただいまから平成30年第2回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案9件、報告事項4件を予定しております。

なお、本日は説明員として区民生活部スポーツ振興課長が出席をしております。以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、議案第1号から6号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、また議案第7号につきましては、スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づく区長からの意見聴取案件として区的意思形成過程上の案件となっております。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により議案第1号から第7号までの審議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第8、議案第8号「杉並区子ども読書活動推進計画の改定について」を上程いたします。

それでは、中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 それでは、私から議案第8号「杉並区子ども読書活動推進計画の改定について」ご説明いたします。

本計画の改定案に係る区民等の意見提出手続の結果を踏まえまして計画を改定したいと存じます。

まず、「区民等の意見提出手続の実施状況」でございますが、実施期間といたしましては、昨年10月1日から10月30日の30日間、公表方法といたしましては、広報すぎなみ、平成29年10月1日号と区ホームページ、図書館ホームページ、文書による閲覧でございます。閲覧場所は記載のとおりでございます。

意見提出実績につきましては、総数で2件、いずれも区ホームページ

により個人で2名ということでございます。意見は延べで14項目となっております。

次に、「提出された意見の概要と教育委員会の考え方」でございますが、別紙1のとおりとなっております。

なお、区民から寄せられた意見等に基づく計画案の修正は行わないことといたします。

別紙1をご覧くださいと存じます。

一番左側に「区分」となっておりますが、本計画の中の5つの柱がございますが、そのうちの1番目「家庭・地域等における読書活動の推進」、それと「学校における読書活動の推進」、「図書館における読書活動の推進」、「その他」となっております。

まず「家庭・地域等における読書活動の推進」でございますが、2番目のところをご覧くださいと思います。乳幼児期に本に親しむことが大切なので、おむつ交換台や授乳室などの施設整備や親子向けイベントを土日に行うなど図書館に乳幼児親子が来やすい工夫を増やしてほしいという意見がございました。

これにつきまして教育委員会といたしましては、各図書館では、おむつ交換や授乳のスペースを確保しています。また、おはなし会やわらべうた、赤ちゃんのおもちや工作会など親子向けのイベントは土日を中心に行うほか、平日には赤ちゃんタイムを設け、乳幼児親子が図書館を利用しやすい環境づくりに努めていますとしております。

それから5番目をご覧くださいと思います。学校図書館には内容的に古いものや同じ資料が複数冊あるように思うので、もっと充実させてほしいというご意見もございました。

これにつきましては、学校図書館の蔵書については学校司書と司書教諭が連携を図りながら引き続き除籍や買いかえなどを適切に進めます。また学校司書への研修などで情報提供を行い、蔵書の充実を図っていきますといった考え方を示してございます。

裏面でございますが、「図書館における読書活動の推進」というところですが、11番目、公共図書館から小学校1年生に図書館の利用案内と図書館バッグの配布があるが、その後も継続的な利用指導があると子どもたちにとって公共図書館が身近になるのではないかとといったような意見がございました。

これにつきましては、各図書館では学校の長期休業期間に実施する図書館ツアーや学校訪問時の図書館利用案内等を行い、各学校と連携して継続的な図書館利用の動機づけに努めていますとしております。

また、最後14番のところですが、高円寺、和田地域に図書館を増やしてほしいという意見もございました。区では7つの地域に2館ずつ図書館を整備することとしており、2館目の整備が課題となっている高円寺、和田地域については、区立施設再編整備計画に基づき、引き続き施設整備候補地等の検討を進めていきますといった考え方を示してございます。

また、もとの資料に戻っていただきまして、3番目でございますが、杉並区子ども読書活動推進計画の平成30年から33年度の案につきましては、本日お配りしたとおりでございます。

4番目ですが、「今後の主なスケジュール」といたしまして、本年2月に区議会文教委員会に報告、3月15日に広報すぎなみ、区ホームページ等による公表を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

折井委員 意見聴取についてお伺いしたいのですが、今回総数2件ということで個人の方お2人からということで、ただ、いろいろな意見をお寄せくださったようではあるのですけれども、以前の推進計画の際のご意見をいただいた数よりちょっと減っている気がするのですが、それは意見聴取の実施期間の問題だったのか、それともある程度区が取組が評価されて、特に今これが必要ですということはないということなのか、どのように担当部局としてはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

中央図書館次長 残念ながらお2人の方でこれだけの数の意見だったということでございますが、やはり広報すぎなみやホームページ等あるいは図書館のホームページなども駆使いたしまして、こういった意見をいただきたいということを申し上げると同時に、関係する所管課に関連する区民の方ですとかボランティアの方などにも、やはりできましたらご意見等も頂戴したいということで申し上げたところなのですが、期待したところなのですが、結果的にはやはり出てこなかったということでした。以前と比べると若干確かに少なかったのかなと思っておりますが、今回改定の箇所も特にないということもございまして、ある程度今まで進め

てきたものが浸透している部分もあるのかなと思うところでございます。
折井委員 改定している部分はあるけれども、大きな取組の方向性が変わったということではないということ。

中央図書館次長 取組の方向性は。

折井委員 同じということなのですね。わかりました。

對馬委員 全体としては、やはり以前のものよりも充実してきて、現場が図書館も学校図書館も多分そこが充実してきているから、その上に立ってというふうになっているんだろうと思うんですけども、この前、土曜日に杉並区全体で教育ICTフォーラムがありましたけれども、この計画は平成30年から33年度で、その部分が私はやはり図書館図書、いわゆる紙ベースのものとICTとかAIとかと共存していける方向を見つけていたらいいのではないかなと思うのが感想なのですけれども、この計画に載せるのが間に合わないにしても、やはりその辺をこれからのテーマとして調査研究というのでしょうか、どういうふうにやっていったらいいのかと考えていただけるといいなと思っています。よろしく願います。

中央図書館次長 確かにICTですとか、そういった動きが非常に進んできております。図書館においても現にいろいろなデジタルアーカイブですとか、その他の取組も進めているところでございます。今後、改修だとか改築だとかいうような機会もございますので、そういった機会も捉えまして、やはり今進んでいるような技術も取り入れていくような図書館づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

伊井委員 最初に、乳幼児期も親しむことが大切というあたりで、そこへ働きかけもあり、それから就学前の子どもたちへの働きかけもあり、さらに、公共図書館から小学校1年生になるときに利用案内とバッグの配布があるわけですけれども、その後、継続的なご希望というか、ご意見がありまして、それに対して返事をこういうふうにしましたということがあったと思うのですけれども、それも含んでいて、それから学校司書への研修、情報提供を行うということで、こういう政策をとっていますというご説明があつて大変わかりやすいと思うのですけれども、それを継続的にというご意見です。ここで例えば子どもたちに対する働きかけなどについては継続して、さらにそれがどうなっているかというものの研修というのですか、ですから、図書館の司書への研修などでもどれく

らいお話をして、研修をして、それがどう伝わっているかというところも日を改めるだったり、研修を何回か重ねる中での動機づけのところでも後日またわかっていただいているのか、どういうふうに進んでいるかというあたりのフォローアップをしていただけると、より充実した内容になっていくのかなと思いましたので、よろしくをお願いします。

済美教育センター所長 学校司書に係る研修というのは年間12回実施しています。講義型の研修だけではなくて、それぞれの学校の実践を持ち寄って情報交換をしていくような2本立てで行っています。またそれを自校に持ち帰って、どういうふうに変わっていったのかというのも今後、研修の中で追跡も含めて細かく見ていきたいと考えています。

中央図書館次長 子どもたちに対する働きかけについては、確かに継続して行っていくことは大切なことだと思っております。今の学校図書館の司書さんと図書館の職員と定期的に連絡会というものを持っておりまして、子どもたちをめぐる読書の状況というものをお互いに把握することによって努めているところでございまして、やはりその場その場で必要とされているニーズというものを把握いたしまして、図書館として今後も働きかけていきたいと思っております。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第8号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第8号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは日程第9、議案第9号「杉並区立中央図書館全面改修工事設計等業務委託受託者候補者選定委員会の設置について」を上程します。

それでは、引き続き中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 それでは、議案第9号「杉並区立中央図書館全面改修工事設計等業務委託受託者候補者選定委員会の設置について」ご説明いたします。

本議案につきましては、杉並区プロポーザル選定委員会条例第1条の

規定に基づき教育委員会の附属機関として杉並区プロポーザル選定委員会を設置するとともに委員会の委員の委嘱及び任命を行うものです。

中央図書館の改修につきましては、改修基本計画を踏まえて平成30年度に設計を行うことを予定しておりますが、改修基本計画を着実に実施するための設計を行うに当たっては、すぐれた技術力や想像力、実績を持つ設計事業者を選定する必要があるところからプロポーザルを行うことといたしました。

委員会の名称は、杉並区立中央図書館全面改修工事設計等業務委託受託者候補者選定委員会、設置目的は、杉並区立中央図書館全面改修工事設計等業務委託の事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議することです。

設置期間は平成30年1月30日から事業者の選定を完了する日までとなっております。

委員会の委員のうち区に勤務する者以外の者につきましては、学識経験者として杉並区立図書館協議会副会長でもある日本女子大学の岡田晴准教授及び文教大学の岡田博幸准教授のお2人にご意見をいただきます。また杉並区社会教育委員から小出真由美氏、杉並区立図書館協議会の公募委員である芹生英美氏のお2人からも女性の立場や子育て中の立場も踏まえたご意見もいただきたいと考えてございます。区に勤務する者につきましては、記載のとおり4名となっております。

本議案の提案理由は、杉並区プロポーザル選定委員会を設置する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

對馬委員 確認です。これは設計とかをしてくださる事業者さんを選定するという事なので、いわゆる建築の方とか専門の方がいらっしゃらなくても大丈夫ということですよ。

中央図書館次長 ご指摘のとおり中央図書館を改修するための設計を行う事業者を選定するためのプロポーザルということですが、建築の関係といたしましては、区に勤務する者として営繕課長が入っております、その辺で専門的な見地から検討を行うと考えているところでございます。

庶務課長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第9号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第9号につきましては原案のとおり可決といたします。

引き続き、報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

29年12月承認分でございます。12月分の合計は25件でございます。定例・新規の内訳は定例が23件、新規が2件となっております。また共催・後援の内訳は共催が11件、後援が14件でございます。

2ページをご覧ください。新規の2件は社会教育センター受付分でございます。共催名義のものが1件、団体名が「すぎなみ大人塾連」、事業名が「連続講座『不安な時代の「幸せ」の作り方』」、もう1件は後援名義でございます。団体名が杉並区茶道連盟、事業名は「『鉄器』金属工芸品の魅力と手入れについて」でございます。

私からの報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

教育長 この新規の大人塾連が行う「不安な時代の『幸せ』の作り方」、これは例の経産省の若者の企画ものというか、若手がウェブサイト上に上げた、例の「不安な個人、立ちすくむ国家」をもとにして学習会をしようという話ですか、それとも、たまたまネーミングが一致しているということですか。

生涯学習推進課長 教育長がご指摘のとおりでございます。昨年5月に発信されました経済産業省の若手プロジェクトのレポートに触発された大人塾連のメンバーが関係する方々、若手会員の方を9月にお呼びして、

それに触発されて今回このような講座を開くことになったものでございます。2月と3月に2回開かれるわけですが、この講座を生み出すきっかけをつくった方ということで若手プロジェクトのメンバーの方も参加をされるということになってございます。

教育長 このすぎなみ大人塾というのはおもしろい企画をよく立てて学習会とか実際に活動したりしているのですよね。大人塾連には、テーマによって、コースがあるではないですか。そういうものが連合して合同で開催するということですか。

生涯学習推進課長 この大人塾連は大人塾のOBの方々たちのグループということでして、大人塾のそれぞれのコースを巣立ったというか、卒塾された方たちが自主的に地域の担い手となって、なかなか行政では発想しないようなことも含めて展開していただいているところでございます。

教育長 おもしろそうですね。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項2番「平成29年度学力等調査の結果について」済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（大島） 私からは平成29年度学力等調査の結果についてご報告させていただきます。

まず国の学力学習状況調査についてです。こちらの目的は、義務教育の機会均等とその推進の維持向上の観点から全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることとなっております。

対象としては、小学校第6学年、中学校第3学年を対象としております。

内容ですが、教科に関する調査としては、国語と算数・数学、主として知識のことをA問題、そして活用のことをB問題と呼んでおります。また質問紙調査も実施しております。これは、平成29年の4月18日に実施いたしました。

国の教科に関する調査の結果についてですが、杉並区の平均正答率は、国語、算数・数学、A問題、B問題とも全国の平均正答率を上回っております。

次に、東京都教育委員会の児童・生徒の学力向上を図るための調査についてです。

目的につきましては、都の教育委員会が学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現状況及び読み解く力に関する定着状況を把握し、全都における教育行政施策に生かすこととなっております。

対象といたしましては、小学校第5学年、中学校第2学年となっております。

内容ですが、学力向上を図るための調査として、国語、社会、算数・数学、理科、英語となっております。質問紙調査としては、児童・生徒、学校に対して行います。29年の7月6日に実施をいたしました。

結果です。2-(2)をご覧ください。杉並区の平均正答率は中学校第2学年の社会科を除き東京都の平均正答率を上回っております。

両結果を踏まえた今後の取組、3番です。今後とも各学校において自校の調査結果等を踏まえ、子どもたちに対してつまずきや学び残しの解消などの基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、授業改善等を通してそれらを活用する力の育成を図ってまいります。

教育委員会といたしましては、引き続きパワーアップ教室による学習支援に加え、ICT環境の整備や杉並教育研究会との連携・協働による教員研修の充実等を通して教員の授業力向上を支援してまいります。

報告は以上とさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

久保田委員 国の調査も東京都の調査の方も基本的にはいつものように杉並区、上位のレベルであるということはよくわかったと思うのですが、その中で1点、中学校2年生の社会科だけ、わずか1点ではありますが、平均を下回っているということについて、現時点でどのような分析をなされ、今後どのようなことを考えられているか教えていただければと思います。

統括指導主事（大島） ほかの教科に関しては、思考力、判断力、表現力の部分がやはりなかなか難しいところがあるという状況ではあるのですが、社会科に関しては知識、理解の部分もやはり若干課題が見られるといったところがございます。そのことから、しっかりと知識のところを押さえた上で、今言われている主体的・対話的で深い学びの実現といっ

た対話的な課題解決に入っていける、そういった授業改善を進めていく必要があると考えております。そこにつきましては、杉教研とタイアップした研究、これも社会科部等と連携しながら授業改善を図っていきたいと考えております。

折井委員 引き続きの質問というか、感想を述べさせていただきたいのですが、いつもこのように1枚にまとめてくださっているのですが、多分いたし方ないのだと思うのですが、このグラフの表示が実際の姿を少し隠してしまっているのかなと感じました。グラフのマジックでY軸の方が0点、20点、40点、その幅も狭いので差があまりないように見えるのですが、例えば小学校第6学年の算数のAは78点と86点ということで、かなり差は大きいと思うのですね。ただ本当にこのグラフにしてしまうと、微妙な差しか出ないということで、数字がわかっていて杉並区が高目であるということがわかればいいとは思うのですけれども、少し先生方のご努力もあるので、もうちょっとグラフをつくる時に、いわゆる通常の10点刻みとかにすると、恐らくもっと子どもたちの頑張りや先生方の頑張りがよくわかるのかなと思いました。

また、中学校第2学年の社会科については正直統計の誤差の範囲内かなと思うので、もちろん今後どのように伸ばしていけばいいかということを考えてくださることはとてもありがたいことで、参考になることだとは思いますが、実際の姿を見ると中学校2年生は、社会科は同等で、そしてほかの科目はいいところにいる、でも、課題があるので今後また、もっと伸ばしていく工夫をしていきますということで捉えていただけるといいのかなと思いました。

統括指導主事（大島） ご指摘のところで行きますと、例えば東京都の中学校2年生、英語の成績などは非常に高い状況にございます。こういったところの示し方も検討してまいりたいと思っております。

伊井委員 小学校の6学年の方でA問題よりもB問題が国語も数学も、全体的にやや低くなっている。そのあたりは今後の新指導要領にもなっていく過程とか、運動として子どもたちの活用能力といいますか、今後それは実際に生きる力というか、そこに生かされていくところだと思いますので、是非ご検討いただきまして、ここの数字も伸びていって、より習ったことを生かせるような、そんな学びがあるといいなと感じました。

統括指導主事（大島） まさにB問題が活用という位置づけ、思考力、判

断力、表現力を見ていくといったものでして、そして国のB問題と近い数字が東京都です。どちらも、委員おっしゃるように、学習指導要領に示されている内容なのですね。そこの実現状況からすれば、やはりここを上げていかなければいけない。それによつては、新学習指導要領でも主体的・対話的、深い学びの実現に向けた授業改善と言われていますが、そういったところもしっかり実践の中で積み上げながら力をつけていきたいと考えております。

對馬委員 ちょっと関連することかもしれませんが、算数・数学のB問題が杉並は上回ってしまつて、全国平均も50%ぐらいですね。杉並も50ちょっと。これっていうのは問題そのものが非常に難しくて半分ぐらいしかできないということなのか、それとも非常に難しいわけではないけれども、半分ぐらいしか解けない、力がそこまでないということなのか、これはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

統括指導主事(大島) やはり一般的に応用問題といったところですので、A問題の知識があつたとしても、十分使いこなしていくことの力ができていないといったところでの成績になっております。正規分布を示してはいる正答率になっておりますけれども、ただし、いわばこのところにつきましては、先ほども申し上げたとおり、思考力、判断力、表現力の部分、ここを全員の基礎的・基本的な力を高めながら、その一歩先の授業といったところがしっかり構築できるように進めていきたいと考えております。

對馬委員 それともう1つ、国語のB問題は小学校よりも中学校の方が10ポイントぐらい全体に高くなつていますよね。この要因というのはどうしてか、わかつたら教えていただけますか。

統括指導主事(大島) ここの部分は、この問題は小学校よりも中学校といつても、その学年と対象も違ふといったところと問題の質の部分も違つてきますので、一概に比較というのは、小学校の問題と中学校の問題ではできないと考えておりますが、国全体と区の差のところで見ただいた方が正確な状況が把握できるのではないかなと思つております。

教育長 今、話題というか、懸念されている課題の1つに問題が意図することすら読み取ることができない子どもが増えているという指摘があるでしょう。ラーニングスキルテストなんかをすると、問題は何を言っているのか、つまり何を答えればいいのか、そこに行き着くまでの筋道で問

題を読み切れていない。だから、当然答えは出るはずもない。じゃあ、何が求められているのかというところに導いてやるかということは、これは教える側にも責任がありますよね。

大人が間違える例のアメリカの大リーグのアメリカ国籍、もともとアメリカ人じゃない選手の数が20何%、そのうちの何%かがプエルトリコだったかな、ベネズエラだったか、それはどこでもいいのだけれども、何%というと、それで頭の中がこんがらがってしまって、全体のある一部がアメリカ、もともとのアメリカのプレーヤーではなくて、そのまた一部のある一部がどこどこといったときに、全体に占める、例えばベネズエラ出身の選手がどれぐらいになるかというのをどこかで頭がややこしくなってしまってたどり着けない。

これは朝のモーニングショーか何かでやっているのを見たら、大人も、そこにゲストで出ていた人でも、大人もこんがらがる。つまり全体と部分、その部分をまた再度全体としたときの部分という二重構造になっているものをどういうふうを読み解いていくのか。これは多分読み取る力がないと求められているところに行き着けない。

学習のときに小さい段階から何が求められているのかということきちんと読み取ることができるような指導をしていく必要がある。できたか、できないかで子どもを評価しても子どもはかわいそうで、何を求めればいいのかというところまでたどり着かせてあげればできたかもしれない。そこまでいけなかったからわからなかった。そうすると、能力というのはたどり着く能力と、たどり着くことによって、そこから遡行して求められる答えに行き着くという能力というのは違う能力というか、同じではないでしょう。そののところを一概にできたかできないかだけで評価していくと、どこでつまずいているのかというのがわからなくなる。

今、杉並が取り組んでいるつまずきを解消していくという指導のためには、やはり子どもたちがどこでつまずいているのか、そこでつまずきさえしなければできたかもしれないという可能性だってあるわけだから、やはり学校で教えるときに丁寧につまずきを拾い出して、この子はここでつまずいているのだなという、そういう指導の充実。杉並は今それを目指しているわけだけれども、これからもやはりそういう方向性で、本来できるのだけれども、そこまで行き着けなかったばかりにできなかったということがないようにしていく必要があるかなと思いました。

とにかく問題文を読み解く力、これは国語の力、何の力と色分けすることではなくて、トータルでできるというか、そういうのがこれからもやはり必要になってくる。大人も読み取れないような問題、子どもが当然間違えるのはよくあるけれども、それは問題のよし悪しもあるけれども、やはり何を求められているのかというところに頑張ってたどり着く、そういう指導が必要だなと改めて思いました。

統括指導主事（大島） 大切なことは、こういった調査結果が東京都からも国からも上がってきますけれども、それぞれ個票というものが出てきます。その個票とふだん担任の先生なりが、教科担任もそうですけれども、目の前で見ている子どもたちとの違い、もしくは同じ部分、相違点と差異点を見て、そしてその子のことをしっかり把握して学力というものを高めていくということが大切だと思いますので、そこをしっかりと授業改善に結びつけられるように済美教育センターとしてもやっていきたいと思えます。

庶務課長 よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項3番「平成29年度体力等調査の結果について」済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（寺本） 私からは「平成29年度体力等調査の結果について」の報告をさせていただきます。

本調査は、児童生徒の体力、運動能力及び生活運動習慣等の実態を把握、分析する東京都教育委員会による調査です。

目的は、児童・生徒の体力が低下している状況を鑑み、その実態の把握、分析をすることにより施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに学校においては自校の児童・生徒の体力、運動能力等の向上に関する継続的な取組を推進することを目的として実施しております。

調査対象、内容、実施時期は資料にあるとおりとなっております。

次に、調査結果の概要についてご説明いたします。

取組の種目の平均総合得点を東京都と比較し、示してあります。

なお、小学校6年生から中学校1年生にかけて平均総合得点が下がっていること及び小学校と中学校の平均総合得点に差があるのは、それぞれで得点の基準が異なることによって生じております。

杉並区の男子の平均総合得点は、小学校の第3学年及び第5学年を除き、東京都の平均総合得点を上回っております。女子の平均総合得点は、小学校の第1学年から第4学年を除き、東京都の平均総合得点を上回っております。

最後に今後の取組についてですが、今後の取組の方向性といえます。各学校で取り組んでいくこと、そして教育委員会として取り組んでいくことの2つの視点で考えております。

まず各学校においては、自校の調査結果等を踏まえ、子どもたちに対して家庭とも連携しながら運動・スポーツへの意識向上、生活習慣の改善に取り組むとともに小中一貫した体力向上の取組を進めてまいります。

次に、教育委員会においては、体力づくり教室や長縄グランプリの実施を引き続き行い、そして体力向上センター校事業等を通して各学校の取組を支援していくと考えてございます。

私からは以上となります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

教育長 これは簡単に言ったら杉並の子どもは東京の子どものほぼ標準ということでしょう。つまりコンマ1多いとか少ないとか、それは大した問題ではなくて、ほぼ杉並区の子どもたちは東京都の子どもたちの全体像と同じ、つまり東京の子どもということですよ。

ところで、東京の子どもの体力は全国的に見てどうなのですか。

統括指導主事（寺本） 近年、東京都の子どもの体力は全国に比較すると非常に最下位の方にありました。

しかし、ここ近年、東京都も徐々に全国の中での比較によると男女ともに順位が上がっております。ということを見ると、東京都と比較して変わらないということは杉並区の子どもも東京都の流れと同様に全国と比較して上がっているということが考えられます。

折井委員 恐らく1番と2番の報告の平均総合得点を上回っていると書くのはちょっと危険で、これも先ほどと同じように、恐らく統計の誤差の範囲なので、教育長がおっしゃったように同等であるとする必要があるのかなということと、今回の結果というのは大きな枠としての多分ご報告だと思っておりますが、例えばどこが苦手なのだろうということがあります。長縄ということが杉並区の伝統でやっていると思うのですけれど

も、例えば私の息子はボール投げがすごく苦手なのですね。野球をやっていないのですけれども、そうすると、公園とかでボール投げも結構禁止されていたりするので、本当に練習する場所がなかなかなくて、ちょっと遠方に行かないとできないとか、いろいろあるのですけれども、この中で恐らくセンターの担当部局ではしていらっしゃると思うのですが、どこが子どもたちの弱いところで、どこを強化してあげるといいのだろうかというところをしっかりと踏まえて、今後の指導に活かしていただけたらと思っております。

統括指導主事（寺本） 総合得点で示しておりますが、やはり各校においてそれぞれの項目に差もあります。今お話しがありました、投げるところに関しましては、東京都全体としても、やはりちょうど弱いところになっておりますので、そういったところも踏まえて弱いところにも視点を当てて強化をしていけるように努めていきたいと思っております。

教育長 変な質問なのだけれども、ボールが投げられないと困ることはあるのですか。

統括指導主事（寺本） 体育のゲームの中では、やはり物を投げて運動すると、楽しむといった活動が非常に多いですので、そういった意味では生涯スポーツにつなげるという意味で、いろいろなスポーツを楽しむという視点においては、やはりそういった力も必要であると考えております。

庶務課長 よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項3番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項4番「平成29年度杉並区立図書館運営状況報告書について」中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 私から平成29年度杉並区立図書館運営状況報告書につきましてご報告いたします。

まず、運営状況評価の実施概要でございますが、対象は杉並区立図書館13館の平成28年度事業でございます。

目的といたしましては、法並びに規則等に基づきまして図書館サービス基本方針や各図書館の事業計画に示された目標等の達成度や成果を踏まえた評価を適切に行いまして、図書館の運営サービスの改善・充実に効果的につなげることを目指して実施したものでございます。

評価の実施方法といたしましては、利用者満足度調査結果の評価を行い、1つの評価としております。昨年6月の3日間に中学生以上の図書館の来館者を対象にしましてアンケート用紙を配付して回収してございます。調査では3分野13項目について満足度を調査いたしまして、この評価では調査項目のうち主な6つの指標について評価してございます。

次に自己評価でございますが、各図書館が平成28年度当初に設定した目標についての取組結果や実績数値に基づく自己評価を行いました。

3番目といたしまして、杉並区立図書館協議会が行う評価でございます。平成28年度の杉並区立図書館の実績に関する資料、これは利用者満足度調査や各図書館が行う自己評価、それから実績評価、それと委員が各館への実地調査やヒアリングを行いまして評価を行ったものでございます。

裏面でございますが、全体評価といたしまして利用者満足度調査や各図書館の自己評価、図書館協議会が行う評価の結果をもとにいたしまして、今後の区立図書館の運営サービスの改善・充実に生かしていくために、中央図書館が運営形態別の取組等の成果や達成度を比較するなどの評価のまとめを行いました。

報告書といたしましては、お配りしております概要版と、この緑色の冊子になっております。

概要版の方で若干中身について説明をさせていただきます。

まず運営状況評価を実施するに当たりまして、2番目の利用者満足度調査を行ってございます。こちらの方は職員の対応などの6つの主な指標につきまして「満足」と「やや満足」という答えを合計した回答割合をもとに比較分析いたしまして、各図書館の取組状況について評価を行ってございます。指標別の全館平均で見ますと、職員の対応や書架・資料の状態は80%を超える高い満足度の評価となっておりますが、レファレンスや行事につきましては、実際に利用した人の満足度は高いものの「知っているが、利用なし」や「知らなかった」と回答する利用者が過半数を占めていることなどから、より一層のPRに努めるとともにサービスの利用率向上に向けた取組が必要であるとしております。

3番目の各図書館が行う自己評価でございますが、サービス基本方針に基づき設定しました資料の充実などの10項目の評価項目ごとに主な自己評価の傾向を記載してしております。各館とも計画どおり、おおむね順調

に実施することができたとしております。

4 番目ですが、図書館協議会が行う評価でございます。こちらの方は総括的評価、取組目標別評価、運営形態別評価を行ってございます。総括的評価といたしましては、中央図書館のセンター館として地域図書館と連携しつつサービス基本方針に基づく取組を主導的に進めてもらいたいということ。それから直営館は各館とも図書館運営サービスに計画的に取り組んでおり、今年度は昨年度より利用者満足度が上昇した項目があるものの、他の運営形態の地域館より低い点については留意する必要があるとしております。また、指定管理館及び業務委託館は利用者満足度調査で高い評価を受けておりました、民間のノウハウを生かすなど、さらなる満足度の向上に努めてもらいたいとしております。

2 ページ目でございますが、取組目標別評価ですが、委員による各館別評価をもとにいたしまして10項目の自己評価項目ごとに評価・要望を記載しておりますが、各館ともおおむね評価できるけれども、さらに期待したい要望等を記載したということでございます。

次に、運営形態別評価ですが、これは委員による各館別評価をもとに中央図書館と直営館、指定管理館、業務委託館という運営形態に着目しまして改善点や目指すべき方向性などをまとめているということでございます。内容的には記載のとおりでございます。

次に全体評価でございますが、利用者満足度調査や各図書館の自己評価及び図書館協議会が行う評価の結果を踏まえまして、区立図書館の運営サービスの現状等につきまして効果性や効率性の観点から運営形態別に全体評価を行っております。

まず実績数値による評価でございますが、こちらの方につきましては、主な指標別の評価といたしまして、地域館の平均値と運営形態別の平均値を比較するという手法をとっておりますが、指定管理館は全項目が地域館平均値を上回りました。直営館と業務委託館においてそれを上回った項目はそれぞれ2つにとどまっております。指定管理館は図書館サービス事業に積極的に取り組むことで、地域館の中では高い活動実績を上げていると評価しております。

また利用者満足度調査結果から見た評価でございますが、指定管理館と業務委託館は昨年度より評価が下がった指標もございましたけれども、どの指標をとってもおおむね高い評価を得ているところです。直営館に

についてはレファレンスや館内展示、行事などの評価が上がってきているものの指定管理館や業務委託館に比べれば評価は低い状況になります。

加えまして借りたい本や書架・資料の状況などは昨年度と比べて評価が下がっておりまして、この状態を改善していく必要があるとしております。

なお、中央図書館につきましては、みずからの館運営を着実に行うとともにセンター館としての機能を発揮して全館の底上げを行っていく必要があるとしております。

次に、運営維持管理経費、コストの評価でございますが、この運営形態別の運営維持管理経費を比較分析いたしますと、利用者1人あたりのコストは指定管理館が約428円と一番低く、次に業務委託館の472円、直営館の約820円、中央図書館が約1,216円の順に高くなっております。これは昨年度も同様の傾向でございますが、地域館の中では直営館よりも指定管理館や業務委託館の方が効率的な運営が行われていると。また指定管理館と業務委託館を比べますと、指定管理館の方がより運営の効率化が図られていると評価してございます。

今後の方向性でございますが、今まで図書館サービス基本方針に掲げる図書館像の実現に向けまして、各年度における事業の進捗状況や到達度について図書館評価を行うことによりましてPDCAサイクルにのっとりた推進を図ってきたところでございますが、今年度も実績数値や利用者満足度調査、コスト分析について運営形態別に分析しますと、昨年度と同様に指定管理館、業務委託館が直営館に比べ多くの指標ですぐれているという結果になってございます。この傾向は平成22年度に指定管理館を初めて導入して以来、3種類の運営形態を継続しつつ評価を行ってきましたが、同様の傾向ということになりました。直営館においても可能な限り民間のノウハウを取り入れて指定管理館や業務委託館と同様の水準まで改善していくことが求められていると考えてございます。

なお、各館で成果を上げている取組は継続して充実していくとともに改善や見直しをすべき取組は中央図書館を含めた共通の課題としてさらなる改善に取り組みまして、区立図書館全体のレベルアップを図っていく必要があります。

また図書館を支える人材の計画的な確保・育成も重要としておりまして、区立図書館全体として司書資格を有する職員の確保に留意しまして

研修プログラムの体系的な実施による専門知識・技能の向上に引き続き努めていく必要があるとしております。

また、施設再編整備計画による今後の改修や移転・改築のほか老朽化した図書館の改修・改築等も予定されていることから、こういったことを機にサービス基本方針に掲げる図書館像の具現化を図っていくことも必要としております。

最後に評価方法につきましては、評価する時期と対象年度、タイムラグなどの課題もありますので、引き続き調査研究を進めまして今後の改善へとつなげていきたいとしているところでございます。

もとに戻っていただきまして、最後に3番目ですが、今後のスケジュールでございます。平成30年の2月に区議会文教委員会に報告し、区の公式ホームページ等により公表していく予定でございます。私からの説明は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

折井委員 まず最初にお伺いしたいのは、各図書館は新規に入れる本、購入する本、それは書籍なり資料なりを各館で選んでいることになっているのでしょうか。

中央図書館次長 基本的には自分の館の書籍は自分の館で選ぶところですが、業務委託館がございませうけれども、そちらの方につきましては区の、中央図書館の職員の方で業務委託館の分も選んでいるということが実態でございませう。

中央図書館長 選書につきましては、各館が選ぶというのを基本にしつつ、中央図書館に各館の選書の担当者を集めまして全体での調整もしながら選書をしているところでございませう。

折井委員 残念ながら直営館は評価が総じて低いという結果で、それが今回も同様の結果ということになりましたが、評価が低くなった1つの理由は、借りたい本がないというところが、報告書自体の3ページ、利用者満足度調査結果の評価というところの直営館の左から2番目の「借りたい本」というところでたしかにちょっと低いのですね。この低さはどこから来ているのでしょうか。新しい利用者の方の借りたい本が入ってこないからなのか、それとも何らかの理由で書籍数だとかそれが少ないのか、どういったところから来ているのでしょうか。職員の方たちの対

応等は高く、そのあたりは利用者の方に満足してもらっているようなのですが、借りたい本がないというところの理由は何かおわかりになっているところがありましたら教えていただけますでしょうか。

中央図書館次長 当然新規に刊行される書籍というものは定期的に購入はどここの館でもしているところがございますが、ただ、古い本もそのままにしていたりということが、館によってはやはりばらつきはありますけれども、そういう部分があるということで、やはりその辺の蔵書希望の適正化というものを今、計画的にやっているところなのですが、その辺がやはり進んでいる館と、やや遅れぎみの館というところがあるのかなと思っております。やはり見つけづらい部分があると思います。

折井委員 私は職業柄図書館には常にかかわることが仕事上あるのですけれども、借りたい本というところも聞き方が、利用者の方が借りたい本というのが、もしかすると新刊だったりベストセラーになっているものかもしれない。でも、公共の施設である区の図書館としては古かったとしても資料として価値のあるもの、郷土にかかわるもので借りられる件数が少なくても貴重な資料、そのようなものも大事にしていく必要があるのかなと思っておりますので、借りたい本が低いというところが直営館のマイナスになっているところはどういうことなのかなと不思議に思いますし、ただ、評価については慎重にしていく必要があるのかなと思しました。

中央図書館次長 ご指摘のとおりだと思います。やはりこの調査の受けとめ方というものもあろうかと思っておりますので、その図書館に借りたい本がなくても、ほかの図書館にある場合は、そこから取り寄せをして、貸し出しを受けるというサービスも受けられる、そういう制度もありますので、そういったところのご紹介ですとか、そういった部分も力を入れていくべきなのかなと思っているところがございます。

伊井委員 ちょっと1点わからないので教えていただきたいところが1つあって、それは最初にお聞きするのは、3ページの③のコスト、運営維持管理経費(コスト)の評価というところがあって利用者1人あたりのコストとなっておりますが、利用者1人の方にかかるコストという意味ですか。

中央図書館次長 この利用者1人あたりのと言っているのは、言い換えれば入館者ということで捉えておりまして、必ずしも本を借りる方ばかり

ではなくて図書館に来て閲覧だけで済みます人ですとか、ほかの目的で行事などで来られる方ですとか、いろいろな方がおりますので、そういった入館をしてくる方の人数で大体コストを割っていくと、1人あたりこれぐらいのコストがかかっているということを出しています。

伊井委員 それがこんなに差があるということですね。

中央図書館次長 その差があるという部分が、やはり直営館におきましては、区の職員の人件費というものが一番大きいかなと。ただ、ちょっとこの直営館につきましては、昨年度は若干、西荻図書館が2カ月ほど工事で休館していたという事情もあるのですけれども、それにしてもほかに比べれば高いという状況でございます。

伊井委員 もう1つお伺いしたいのは、直営館とか委託館とか指定管理、ありますけれども、このPDCAサイクルの中のどんなふうな図書館としてやっていきたいとか、企画の部分というのは各図書館に任せられているのではなくて、ある程度指針がありながら、そこに準じた形で運営されているということですか。

中央図書館次長 直営館ですとか委託館につきましては、基本的には当然、区がじかに運営することになりますので、区の方針をいかに実現していくかと、現場の判断というものがございすけれども、基本的には区の考え方ということになります。

指定管理館につきましては、区の基本的な方針というものは図書館サービス運営方針ですとか、そういったものは示しておりますけれども、事業者としての創意工夫というものに期待して、やはりもっと自由度の高い形で運営をして、企画をしていただくということによってやっているとところでございます。

伊井委員 そうしますと、そういう指定管理館のいいところを今後も生かして、ほかのところの運営に生かして、よりよいサービスを利用者の方にしていこうという方向性のものということで解釈してよろしいですか。

中央図書館次長 やはり同じ杉並区内の図書館ということで、いいところは取り入れて切磋琢磨をしてお互いに伸びていく方向で、それを目指していきたいと思っております、民間のいいところは、やはり直営においても取り入れていきたいと考えております。

伊井委員 利用者の方も、どういう運営をされているのかというのがなかなか伝わりづらいところもあると思っておりますので、是非どの地域でもいろ

いろいろなサービスとか、いい図書館でいていただけるようにご指導いただけたらありがたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

對馬委員 前の方も触れられていましたけれども、13ページのグラフと15ページのコストの、ここだけを見せられると、やはり指定管理と業務委託が頑張っていて、直営がちょっとということになる。コストもかかるし、このグラフの下の方をずっといっているという感じが非常にありますが、直営も、ただ、一番下の方にいながらも上向いている部分というのはやはりあるので、それはもっとどんどん上を向いていってほしいなということと、やはり図書館って行政が責任を持って構築していくことは非常に大事なことだと思いますので、民間でできることを行政でなぜできないのか、同じようなサービスができていただきたいと思いますので、そこはちょっと今後も引き続きどんどん右肩上がりになっていくように努力をしていただきたいと思います。

あと後半の方で、それぞれの図書館の自己評価のABCがついているのは、多分それぞれの館で自己評価をされているので割と厳しい自己評価をされているところと、ちょっと甘めのところがあるのかなと思うのですが、その中で54ページの高井戸図書館は、ほとんどA、Bがついている中で1カ所Cがついている、高井戸中学校との連携をさらに進めるというところだけがCになっています。これは中学校側の方がもっと頑張らなければいけなかったことなのか、図書館の方に課題があったのか、どちらもちょっと充てる時間がとれないとか言いながら過ぎてしまったのか、そののところと、それから全体のこととして、図書館の統計のとり方で、不可能ではないと思うのですけれども、児童・生徒の利用、子どもの年代の利用が増えているのかどうかという傾向として、学校図書館に司書を全体に入って丸6年たったはずなのです、小・中学校全部に入って。そうすると学校で図書館の使い方を習った子どもたちが、やはりまちの図書館を使えるようになっていかなければいけないと思うのですね。学校図書館の中で全て完結しているのではなくて、やはり一生使っていけるようにするためにはまちの図書館に出ていって、利用者として利用する子を育ててほしいと私は思っているのですけれども、そのところの統計が、もし出ているようであれば教えていただきたいし、もし出ていないのであれば、今後そういう傾向が見られたら、変わらないのであれば、また学校図書館での指導を考えなければいけないのかもし

れないしと思いつながら、ちょっとそここのところを教えていただければと思います。

中央図書館次長 当然いろいろな、先ほど申し上げましたけれども、運営形態別にいろいろとありますけれども、やはり直営におきましても上を向いた指標をもっと増やすように館長会等を通じましていろいろな民間のアイデアなども学びながらやっていきたいと思っております。

それと先ほどの高井戸中学校の件ですが、これはやはり図書館の方としまして高井戸中学と背中合わせというか、お互いに通行できるような関係になっておりますので、そこをもっと生かして活性化したいと捉えておまして、その辺がもっとできたはずなのではないかというところだと思います。

それと子どもの年代別の利用ということでございますが、残念ながら現在の図書館システムでは年代別の利用者というものがとれないシステムになっておまして、やはり年代別の利用登録者の数でしたら、カードをつくった方ですね、どのぐらいの年齢かということはわかるのですけれども、実際の何冊借りたとかそういうところの統計はちょっとシステムの的には組み込んでいないという状況になっております。

對馬委員 児童書の貸出数も出ないですか。

中央図書館次長 児童書の貸出数は出ます。人数という意味ではなかなか難しい。

對馬委員 もしわかれば、また次回で構いませんので、教えていただければと思います。

中央図書館長 ちょっと補足させてください。高井戸図書館の件でご質問ございました。私も実はこのCはすごく気になって、実際に高井戸図書館の方に行きまして、現地で図書館長に話を聞きました。日ごろは今、次長からもお話しがございましたが、高井戸図書館と高井戸中はつながっていますので、毎日行き来をしていますし、学校司書ともよく相談をしているとは言っておりました。

ただ、やはり高井戸図書館側としては、ここにも書いてございますけれども、もうちょっとやりたいことがあったと言っておりましたので、今回Cをつけたということでございますので、日ごろはそれなりの活動をしているし、こういうCをつけたからには来年度、またさらにいろいろな工夫をしてくれるのかと思っております。

久保田委員 満足度調査もやっていくと切りがないかもしれないのですが、これを見ますと、職員の対応は軒並み90%台後半というところで高い数字が出ており、そして、その他の項目では借りたい本とか書架・資料の状態とか、あるいは館内展示等については大体7割から8割ということで、これもやはり比較的高目かなと思う中で、レファレンスと行事のところがまさに半分以下の4割前というところで、これはちょっと低い数字かなと思ったのですが、先ほどの説明の中で、レファレンスとか行事については利用者とか参加者の評価は高いとおっしゃっていました。それだけで片づけられるものかどうかというのが質問の1点目です。

それはどうしてかということ、先ほど指定管理館と直営館の評価の差という話も出ましたので、その辺のことも含めての質問になります。よろしくをお願いします。

中央図書館次長 ただいまレファレンスですとか行事の評価の低さといえますか、その辺の関係でございしますが、先ほども申し上げましたように全体からいいますと4割程度ということで低いのですが、実際にこれを利用した方々だけで見ますと、9割の方が非常に肯定的なお答えをいただいているという状況ではございます。

ただ、レファレンス、行事もそうですけれども、レファレンスもそもそも図書館でそういうことが行われているということを知らないと、PRをもっとすべきだという部分もあるかもしれません。

それから、例えばレファレンスなどにおきましては、調べ物の相談ということがありますが、図書館というのは本を借りるだけのところだと思っている方もたくさんいると思ひまして、ほかの機能も図書館にはあるのだというもっとPRをするとか、あるいはもっと相談をしやすいような雰囲気づくりとか、そういったことも今後取り組んでいかなければいけないのかなと思っているところでございます。

折井委員 今、レファレンスというお話が出ましたけれども、ちょうどうちの息子が冬休みの宿題に、昔の人が使っていた道具を調べるという宿題が出て、年末大急ぎで図書館に行ったのですが、父親と一緒に行って「なかなかなかったよ」といって1冊借りてきたのですね。そのときに「どうして1冊なの」と。ほかのお子さんのことも考えて1冊にしたのかと思ったのですが、実はなかなか探してもうまく見つけれなくて。「どうして聞かなかったの」と。

私は図書館を、大学ですけれども常に通って、そして調べ物をするということが生活の一部になっていて、当然家族もそうだろうと思っていた自分の家族ですら、全くそういう図書館というのは自分で本を探すものだ、もしくはコンピューターを使うことができたなら、もしかしたら検索できるのかもしれないという意識が、やはり図書館というものが、かつてずっとそうであった歴史が長いので、多分本当にイメージができないのかなと思いました。

なので、恐らく図書館側の掲示も、細かい字ではなくて、子どもがわかるような大きなポスターで「学校の宿題、本、必要？ 相談乗るよ」みたいな、そういう本当に簡単なポスター、貼っていらっしやるところもあると思うのですが、そういったものを貼るですとか、もしくは、これは図書館側ではなくて学校側になると思うのですが、「地域の図書館に行ってください。わからなかったら職員の人に聞いてみると一緒に探してくれるよ」というような指導があるといいのかなと思いました。その点でもCをつけた館もあれば、その点を地域の学校との連携はAのところもBのところもあると思うのですけれども、総じてそのあたりが、あまりに簡単なこと過ぎて、図書館の方からすると当然私たちはそういうこと、仕事をしていますと思い、学校の方は全くあまりそういう意識がなくてという感じがあるのかなと思いますので、是非そのあたりもPRをしていただければなと思います。

中央図書館次長 今の点につきましては、そのとおりだと思います。もっとPRするとともに今年度からも子どものためのレファレンス教室という調べ方教室のようなものをやり始めまして、自分がどういうふうになれば調べられるのか、必要な本にたどり着けるのか、こういったようなことも子どもたちに指導をするような機会もつくり始めましたので、そういったことに今後も取り組んでいきたいと考えています。

對馬委員 今の折井委員の意見に賛成というか、あれなのですけれども、やはり図書館と済美教育センターと協力をして、図書館を使う宿題を出してもらいたいと私もすごく思うのです。学校図書館だけで全て完結するのではなくて、学校図書館に来て、もっとこれ以上のことが図書館に行ったらレファレンスコーナーがあるから、そこへ行きなさいよと誘導して使って使ってもらえる、使える子を育てることが、やっぱり学校って育てる場所だと思うので、そこで育ててもらって、ただ来た子たちの確

実に受け皿になってもらいたい。行ったけれども、役に立たなかったということのないようにするのが図書館の役割かなと思うので、そこをうまく連携して図書館を使える子を、ひいてはそれが大人になっていくので、そういう人を育てていただきたいなと思います。

久保田委員 関連して。小学校1年生になると必ず図書館バッグを配って、地域の図書館の方が来てくださって、1年生にわかりやすくいろいろなことを教えてくださっています。入り口でそういったことがあり、そのかわりがあり、でも考えてみると、その上の学年にいくにしたがって切れてしまうというか、実際は図書館の調べるコンクールがあったりとか、あるいは団体貸し出し等で学校とはつながっているのですが、意外と子どもが直接つながる場面というのが少ないので、その辺も工夫の余地があるかなという気がしています。以上です。

中央図書館次長 今お2人の委員の方からご指摘がございましたが、学校図書館と区立図書館との連携というものをより一層深めていくことによって相乗効果が発揮できるような部分が多々あると思いますので、今後も済美教育センターと連携を深めまして、なるべく子どもたちが調べものなどができるように育てられるような形で持っていきたいと思っております。

庶務課長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見なければ、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、何か連絡事項はございますか。

庶務課長 次回の教育委員会の日程でございますが、2月14日水曜日は区議会の本会議開催中のため休会とさせていただきます、次回の定例会は2月28日水曜日、午後2時からを予定しております。よろしく願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは議案の審議に入りますが、この後4時から佼成学園のご対応ということでスポーツ振興課長が離席をしますので、申し訳ござ

いません、議案の第7号からご説明をさせていただきます。

それでは日程第7、議案第7号「杉並区スポーツ推進計画健康スポーツライフ杉並プランの改定について」を上程いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、スポーツに関する事務につきましては、教育委員会が管理及び執行することとされておりますが、条例で定めるところにより、学校における体育に関するものを除き、地方公共団体の長が、当該事務を管理し、及び執行することができることとされているところでございます。区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた一層の機運醸成の取組を推進するとともに、スポーツと地域づくり、健康福祉等の施策等の連携を一層強化するため、当該事務を区長が管理及び執行することとし、新たに制定された条例に基づき、平成29年4月、当該事務が区長に移管されたところでございます。

その後も、教育委員会は、これまで同様にスポーツ分野における区長部局との必要な連携を図ってきたところでございますが、今回のスポーツ推進計画の改定に向けても、教育委員会の関係部署が必要な連携を図りながら改定案の策定を進めてきたところでございます。このたび、改定案がまとまったことから、スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、改めて区長から教育委員会に意見を求められたものでございます。改定案の具体的な内容につきましては、スポーツ振興課長からご説明をいたします。

スポーツ振興課長 私から新たに改定いたします杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」についてご説明させていただきます。

プランにつきましては、A3横に記載した概要版を用いてご説明させていただきますと思います。

まず計画の位置づけとその期間でございますが、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画として杉並区基本構想及び杉並区教育ビジョン2012との整合を図った杉並区のスポーツ推進の総合的な計画と位置付けております。計画の期間は杉並区基本構想の最終年度を終期といたしまして、平成30年度から33年度までの4年間としています。

計画改定の趣旨でございますが、現在のスポーツ推進計画の計画期間が今年度末に満了することから、この間の取組を通じた成果と課題、区民のスポーツの実態及びスポーツをめぐる社会状況の変化を踏まえ、計

画の将来像でありますスポーツを通したきずながあるまちづくりに向けて取組のさらなる推進を図るため本計画を改定するものです。

改定の視点でございますけれども、3つの視点でありまして、1点目は、区民アンケートにより把握した区民の実態に合わせて取組の充実を図ること。2点目は、フレイル予防や障害者スポーツの振興など社会的に関心の高まっている課題を盛り込むこと。そして3点目といたしまして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として捉えまして、将来にわたって有益なレガシーの創出に取り組むことを盛り込んでございます。

スポーツの捉え方につきましては、従来の計画と同様に競技スポーツのみならず健康活動やレクリエーションを含めて広い概念で捉えており、取組につきましては、区民のスポーツ・運動に関する行動から継続タイプ、時々タイプ、実行間近タイプ、無関心タイプの4つのタイプに分類し、それぞれのタイプに合わせた取組を通して、それぞれが継続タイプへ段階的な移行を図るものとなっております。

区民アンケートによる調査結果につきましては、行動タイプ別に集計しており、記載のとおりとなっております。また計画には5つの目標を定め取り組むこととしており、数値及びその内容につきましては、記載のとおりとなっております。

取組の基本方針ですが、大きく4つの取組項目として子どもを対象とした取組、大人を対象とした取組、杉並らしさを生かした環境を整える取組、そして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組を定め、7本の柱の下14項目、63の事業項目で事業を展開してまいります。

裏面をめくっていただきますと、7つの柱と事業体系につきまして記載のとおり記してございます。

最後になりますが、計画の推進体制についてでございます。

本計画については、行政、区民、スポーツ団体等が互いに連携を図りつつ取組を進めるもので、各分野から外部委員をいただきまして参加する健康スポーツライフ杉並プラン推進委員会におきまして計画の進行管理や評価を行い、進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見がございましたらお願いいたします。

久保田委員 1点だけ質問になります。4章の1のお子さんのところなのですが、拡充でも重点でもない項目であります。すぎなみスポーツアカデミー（スーパーキッズ講座）というのがあります。最近では日本スポーツアカデミーの方で卓球を初めいろいろなところで、世界レベルで活躍する選手が続出して、見る方も大きな勇気あるいは元気をもらっているところなのですが、このすぎなみスポーツアカデミーというのは、これまで、これから一体どんな取組がと思ひまして質問いたしました。

スポーツ振興課長 スポーツアカデミーの取組につきましては、この間、26年からやっております。地域の人たちにきちんとスポーツを教えることを、知識を学んでいただくという講座をやっております。現在スポーツアカデミーの修了者の方々に、指導員の方につきましては約100人程度が様々な研修を受けまして巣立っているところでございます。そうした方々につきまして、様々な地域の競技団体の指導者の方々や、または私たちスポーツ推進課でやっておりますスポーツ推進委員、またはわいわいスポーツ教室や障害者スポーツの指導員それぞれの方に様々なところで活躍していただいているところでございます。

子どもを教えるスーパーキッズにつきましても、特に子ども指導に重点を置いてやっているとところでございます。今後とも、こういう地域の中にスポーツをちゃんとわかる指導者の方々を多くつくりながら地域のスポーツの輪を広げてまいりたいと考えているところでございます。

伊井委員 この計画の最初の計画を作成するところに携わらせていただいたので、その立場からというか、計画が出たその後のPRといいますか、広報、それから受けとめる側として、なかなかこれが進んでいることが実感しにくいという現状は否めないかなという気がしまして、ここまでのものを作成されて、それが一人ひとりの区民の方にどう届くのかというところをご検討いただけたらありがたいかなというのが1点。それから計画の推進に向けてというのがございますけれども、今のスポーツアカデミーの位置づけもそうなのですが、ここにずらっといろいろな団体を書いてありますよね。それで、それぞれがどういうことをやっているかは書いてあるのですけれども、なかなかわかりづらい。どんな活動を

しているのだろうということをもうちよっとわかりやすい、それぞれの場面でいろいろな行事とかやっていたらしゃいますけれども、その場面場面で私たちはこんなことをやっている団体ですとかグルーピングですよということはお伝えいただいて、区民の方々は子どもたちが、例えば何かスポーツがしたいとか、すごくやりたいなと思ったときとか、どうしようと思ったときに、どこに相談しに行ったらいいのだろう、どこに問い合わせたらいいのだろうということをもすごく知りたいなと思っていらっしゃると思うのですよね。

それで、どこで知りましたかというのが、広報すぎなみが1番であったりする数字でありながらも、そういうものを見なかった、ちょっと言葉は正しくないかもしれませんが、それが40何%あって、その数字があったので、アクセスしなかった方の数字というものも注目して、どうアクセスを増やすのか、健康づくりに対して、もちろん仲間づくり、それから自分の思いとかを実現する場所ということもありますけれども、せっかくこれだけの団体が連携してやっているのであれば、区民とのつながりというのでしょうか、健康になりたい方はいっぱいいらして、健康寿命というのも多く報道されているので、そこに対する関心も深まってきていると思います。

それからもう1点、せっかくオリンピックがありますよね。オリンピック・パラリンピックがありますので、そこに選手として出るばかりではなくてボランティアであったりいろいろなかわり方があったり、オリンピックが東京で開かれることとの出会いというのですか、それを是非、一番印象に残るのは、やはり子どもたちの世代というところをもすごく大事にしていきたいなと思って期待するところですので、どうぞよろしく願いいたします。

スポーツ振興課長 まずちょっと1点目のところで、様々な団体と連携しながらやっていくことに関して、どのようにまたそれを広げていくのか、してもらおうのかというところにつきましては、やはり今回、行政だけではなく、指定管理者や競技団体、そして地域の支えてくださっております町会や青少年委員の方々、健康づくり団体の方々、そういったところから一緒に協力しながらやっていってもらいたいということも含めまして、このスポーツ健康ライフ杉並プランを改定するに当たりまして、各団体の役員の方々に、集まった際に全部お話をさせていただきまして意

見を聴取させていただいたところでございます。

今後とも計画ができた際にその計画をどのように今後進めていくのかというところにつきましては、各団体ときちんと話しをするとともに推進委員会の中でもそれぞれ委員の方々がおりますので、その中で、より推進に向けての取組を話してまいりたいと思っております。

そして、より多くの人に知ってもらうためのアクセスでございますけれども、こちらにつきましては、今回の計画の中にも入れましたが、知らない方々につきましては、今SNSを使って多くの方々、特に母親の方々、働いている方々につきましては広報すぎなみだけでなく、SNSを使っているということが多くありましたので、今回スポーツ振興財団のホームページをリニューアルする中でスポーツ振興財団の事業だけではなく、区の様々な指定管理者がやっている事業も含めて発信していくことで、多くの方々にスポーツ健康事業について話していきたいと思っております。

またオリンピックについて子どもたちにどのようなレガシーを残していくのか、体験をさせていくのかといったことにつきましては、今キャンプ地誘致の取組やホームステイ、ホームページ等の取組もこれから取り組んでまいりたいと思っておりますので、その中で教育委員会と連携をしながら考えてまいりたいと考えてございます。

済美教育センター所長 オリンピックを契機としてというところで、スポーツ推進計画と並行して学校で実施するオリンピック・パラリンピック教育の中で、するスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツといった視点で子どもたちも体験を通して学びを深めていますので、並行して教育、学校の中でも進めてまいりたいと思っております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決をとります。議案第7号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第7号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第1号「杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、内容についてご説明をいたします。

議案の最後の2枚目に添付しております資料の2、給与改定の概要をご覧ください。

特別区人事委員会は昨年10月11日に各特別区の議会及び区長に対しまして職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、行政系人事・給与制度の見直しに伴いまして職務・職責の一層の反映、昇任意欲の醸成、任用実態の反映等の観点から新たな給料表に改定するものでございます。

新たな給料表は現行の行政職給料表（一）において1級の係員から8級の部長まで8つの職務の級で構成されているものを職務の級の廃止及び設置により6つの職務の級で構成する給料表に改めるものでございます。

特別区におきましては、この勧告の取り扱いにつきまして慎重に検討した結果、勧告の内容を実施することといたしました。そこで本区におきましても給料表を改定する等の必要があるため、条例を改正するものでございます。

なお、この条例案におきましては、その附則で杉並区職員の旅費に関する条例等の関連する条例を改正することとしており、附則第19項で杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは教育に関する事務の改正の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案の最後から4枚目の新旧対照表の9ページから10ページをご覧ください。

附則第19項は杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございます。第5条第2項で引用する旅費条例中の8級の職にある者を6級に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成30年4月1日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

す。

教育長 それでは、採決を行います。議案第1号につきましては、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第1号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第2、議案第2号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。

先ほどの議案第1号でご説明いたしましたとおり、特別区人事委員会は昨年10月11日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当の支給実態等を勘案し、区の状況に応じた見直しを図ることが適当であるとし、扶養手当を見直すというものでございます。

特別区におきましては、この勧告の取り扱いにつきまして慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとし、あわせて職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子のうち1人に係る手当の廃止の影響を考慮した激変緩和措置を講ずることといたしました。このことに伴いまして本区におきましても幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しております資料2の給与改定の概要をご覧ください。

扶養手当の月額につきまして、配偶者に係る手当の月額を父母等に係る手当の月額と同額に引き下げ、子に係る手当の月額を引き上げるものでございます。また職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子のうち1人に係る手当を廃止するものでございます。

最後に、この改正の施行期日等でございますが、平成30年4月1日から施行することとし、扶養手当の月額の改正に伴う特例措置を設けるほか平成30年3月31日に職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子のうち1人に係る手当を受けている職員について廃止の影響を考慮した激変緩和

和措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第2号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第3、議案第3号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。

先ほど議案第2号で説明をいたしましたとおり、特別区人事委員会の勧告等に基づきまして幼稚園教育職員の扶養手当を見直すこととしてございます。学校教育職員、いわゆる区費教員の扶養手当につきましては、区の職員に準ずることとしていることから条例を改正するものでございます。

それでは改正の内容につきまして資料に沿ってご説明を申し上げます。

議案の最後から2枚目に添付しております資料2の給与改定の概要をご覧ください。

扶養手当につきまして、幼稚園教育職員と同様に改正を行うこととしております。

最後に施行期日等といたしまして、幼稚園教育職員と同様に、この条例の施行日等を定めております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

教育長 先ほどの幼稚園教諭と全く同じ内容ですね。

庶務課長 そのとおりでございます。

ほかにはございませんか。それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第3号につきましては、原案のと

おり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第3号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは日程第4、議案第4号「杉並区立成田西子供園移転改築及び併設仮称就学前教育支援センター建設建築工事の請負契約の締結について」を上程いたします。

就学前教育担当課長からご説明いたします。

就学前教育担当課長 議案第4号「杉並区立成田西子供園移転改築及び併設仮称就学前教育支援センター建設建築工事の請負契約の締結について」につきましてご説明申し上げます。

本件は区立成田西子供園の移転改築及び併設施設として仮称就学前教育支援センターを建設いたします建設工事を施工するものでございます。

それでは、資料1をご覧ください。

こちらは案内図になりまして、工事場所は杉並区成田西二丁目24番でございます。

次に、資料2をご覧ください。こちらは工事概要でございます。工期、用途地域等設計業者は記載のとおりでございます。

建物の構造規模でございますが、鉄骨鉄筋コンクリート造の地下1階、地上2階建てでございます。敷地面積は1,445.51平方メートル、建築面積は622.12平方メートル、延べ床面積は1,996.01平方メートルでございます。各階面積、高さ、基礎構造等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらは主要室の内部仕上げでございます。

続きまして、資料4をご覧ください。こちらは建物の配置図でございます。周辺住民の生活環境等に配慮し、敷地部分の南西側に計画建物、北東側に園庭を配置してございます。

続いて資料5でございます。こちらは地下1階及び地上1階の平面図でございます。地下1階にはホール、資料センター、図書室、そして子供園の調理室等を配置しております。地上1階には主に子供園保育室や職員室を配置してございます。

続いて資料6につきましては、2階及び屋上の平面図となっております。

す。2階にはセンターの事務室や相談室等を配置してございます。屋上には屋上園庭また緑化となっております。

続いて資料7でございます。こちらは透視図です。北東側から見ました完成予想図でございます。

続きまして、契約の方法でございますが、こちらは一般競争入札として入札公告による入札を行い、落札した業者と契約をするものでございます。契約金額は9億5,040万円、契約の相手方は杉並区高円寺南四丁目3番3号、渡辺・興信建設共同企業体でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第4号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第4号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第5、議案第5号「平成29年度杉並区一般会計補正予算(第6号)」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。

議案を2枚おめくりいただきまして、補正予算概要の2ページ目をご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、記載の6事業について補正額の欄に記載の金額を減額補正するものでございます。いずれも本年度の事業執行により実績として生じた予算の残額を補正するものでございまして、総額で1億9,800万円となっております。

まず学校人事・給与事務についてですが、通学安全指導業務につきまして、天候や学校行事等により実際の従事時間に変更となることから実績に応じた金額へと減額するものでございます。

次に、情報教育の推進について児童・生徒用タブレットパソコンの新規導入とパソコン教室のタブレットパソコンへの切りかえの契約を一本化するなどスケールメリットを生かしたリース契約を縮減したことによる減額でございます。

次に、小学校移動教室についてですが、天候不良等により日程変更に対応するために計上した予備費の利用がなかったことや入札によりバス賃借の経費が減少したことに伴い減額するものでございます。

次に、中学校の移動教室については入札によるバス賃借経費の縮減や移動教室の実施方法の変更等により減額したものでございます。

最後に幼稚園等就園奨励及び私立幼稚園等教育支援を合わせてご説明いたします。

私立幼稚園保護者への補助金は幼稚園等就園奨励事業及び私立幼稚園等教育支援事業の保護者補助金を合算して交付することとしておりますが、補助金の対象となった園児の数が当初想定していた園児の数よりも少なかったことから実績に応じた減額を行うものでございます。

なお、幼稚園等就園奨励においては補助金交付額の減額に伴って国からの補助金についても減額となることから特定財源も減額となるものでございます。また私立幼稚園等教育支援においても同様に東京都からの補助金が減額となることから特定財源が減額となるものでございます。

最後に2ページ目をお開きください。

教育費の総額を記載してございます。今回の補正額1億9,800万円を減じまして補正後の教育費の総額は152億3,404万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 ただいまの説明についてご意見等ございますでしょうか。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第5号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第5号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第6、議案第6号「平成30年度杉並区一般会計予算」を上程いたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、予算を編成するにあたっての基本的な考え方についてご説明いたします。

平成30年度は、総合計画「ホップ・ステップ・ジャンプ」の第2段階「ステップ」の最終年であり、同時に、「ジャンプ」の期間に向けて計画改定を行う年となります。「ホップ」から「ステップ」に引き継いだ勢いを、更に大きく「ジャンプ」につないでいくために、目の前にある課題を先送りすることなく一つひとつクリアし、次のステージへの道を拓き、最後の大きな飛躍につなげていくという思いを込めて、平成30年度予算を「未来への道を拓くステップアップ予算」と名付け、編成してまいりました。

基本的な考え方の一つ目ですが、喫緊の課題への的確な対応を図るとともに、長期最適の観点から必要な予算を計上することといたしました。減災・防災対策などの「安全・安心」に関する事業に加え、保育園・学童クラブの待機児童対策、また加速度的に進む高齢化に対応した施設整備、在宅介護の充実など少子高齢化対策に重点的に予算措置を行うとともに、施設の再編整備や長寿命化のための維持改修等に必要な予算措置をしました。

次に、基本的な考え方の二つ目ですが、次世代に豊かさと安心を継承していけるよう、財政の健全性の確保に努めることといたしました。政府の経済見通しや景気の動向を踏まえ、地方消費税交付金は減収を見込みましたが、特別区民税、配当割・株式等譲渡所得割交付金等は増収を見込み、前年度を超える歳入を見込みました。しかし、増え続ける保育需要への対応や高齢化の進展等による扶助費、老朽施設の改修・改築などの歳出経費も大幅に増加しています。そのため、基金と区債をバランスよく活用するとともに、ネーミングライツなどの新たな歳入確保や必要な経費の精査による歳出削減を徹底し、財政の健全性を確保した予算編成を行いました。

最後に、基本的な考え方の三つ目ですが、総合計画の改定を見据えて、実行計画等の取組に要する経費を確実に予算に計上することといたしました。総合計画の第3段階「ジャンプ」に向けて大きく飛躍していくため、基本構想の5つの目標ごとに、実行計画並びに協働推進計画及び行財政改革推進計画の取組に要する経費を確実に予算に反映いたしました。

以上が、予算編成の基本的な考え方でございます。

なお、「平成30年度予算編成に関する基本方針」につきましては、1ページから4ページに記載してございますので、後ほどご参照ください。

次に、予算の具体的な内容についてご説明を申し上げますので、5ページをご覧ください。こちらは一般会計全体の財政計画でございます。

次に6ページは教育費における歳入予算でございます。教育費は総額55億9,637万6,000円でございます。前年と比べますと28億円余、率にして101%の増となっておりますが、これは主に高円寺地区の施設一体型小中一貫校及び桃井第二小学校の施設建設の進捗に伴う国庫支出金や特別区債が大幅に増額となったことによるものでございます。

次に7ページは一般会計の歳出予算の款別集計でございます。区全体では1,799億2,700万でございます。前年度と比較して18億円余、1.1%の増額予算となっております。

このうち第7款の教育費の総額は、185億6,112万7,000円で、前年度比31億3,400万円余、20.3%の増額となっております。この主な要素は、高円寺地区の小中一貫教育校の建設及び桃井第二小学校の改築事業費の増でございます。区内2校目となる高円寺地区の施設一体型小中一貫教育校につきましては、開校時期を平成31年4月から平成32年4月へと変更したところではございますが、引き続き、開校に向けた施設建設を着実に進めてまいります。また、桃井第二小学校の改築につきましても、平成31年4月の新校舎開校に向けて、着実な施設建設を進めてまいります。

なお、このページの下表には教育費の経費別内訳を記載してございますが、既定事業及び新規・臨時事業があわせて2億5,400万円余減少した一方、投資事業が33億8,800万円余増加してございます。この主な理由は先ほどと同様、高円寺地区の小中一貫教育校の建設及び桃井第二小学校の改築によるものでございます。

次に8ページは、新たに設定する債務負担行為でございます。桃井第二小学校の改築に係る既存校舎等の解体工事について平成31年度までの間、記載の額を設定するものでございます。

次に9ページは、地方債についてでございます。高円寺地区の小中一貫教育校の施設整備及び桃井第二小学校の改築について、記載の額を限度として地方債を発行するものでございます。

次に10から11ページは教育費事業別一覧でございます。事業を前年度対比で掲載しております。星印のついているものが今回の予算から新たに計上する新規事業でございます。11ページの78番においては中央図書館の大規模改修に向けた設計等の経費7,400万円余を計上しております。

す。また廃止事業は網かけにしている11ページの44番でございますが、杉並第一小学校の改築が先送りになったことから事業が廃止になるものでございます。

次に、教育の主な事業内容について、12ページ以降の資料で説明いたします。

まず12ページに記載のものは、いずれも臨時事業でございます。高円寺地区の施設一体型小中一貫教育校につきましては、引き続き、開校に向けた準備を着実に進めるため、必要な経費を計上しております。

次に13ページをご覧ください。ここからは投資事業ですが、一番上の（仮称）就学前教育支援センターの整備では、成田西二丁目用地に移転改築する成田西子供の併設施設として整備する（仮称）就学前教育支援センターの建設工事費を計上しております。同センターの開設時には、現在済美教育センター内にある就学前教育推進体制を再構築の上、移管することとしており、そのための検討・準備も進めてまして、開設後は、同センターを拠点として、区内の就学前教育施設に対する教育的支援を総合的・一体的に展開し、幼児教育の質の向上を図ってまいる考えでございます。

次に、上から3番目の小学校空調設備整備についてですが、全普通教室への空調設備の設置に引き続いて、現在は順次特別教室への空調設備の設置を進めているところでございます。小学校においては、平成30年度において、家庭科室・理科室・図工室といった特別教室への設置が完了いたします。また、中学校の特別教室への空調設備の設置につきましては、15ページの一番上をご覧ください。平成30年度においては、全家庭科室への設置を完了させ、一部の学校で未設置となっている技術科室及び美術室については、平成31年度以降、可能な限り早期に設置していく考えです。

次に、13ページにお戻りいただき、一番下の高円寺地区の小中一貫教育校の施設整備経費のうち、小学校費の分を計上しております。なお、中学校費につきましては、15ページの上から2番目に記載してございます。

次に14ページにお戻りいただき、上から2番目の杉並第一小学校長寿命化対策においては、外壁補修工事や図書室の改修に伴う耐震補強設計等の経費を計上しております。杉並第一小学校につきましては、改築時

期が当初の予定より7年程度先送りされたことから、昨年度から引き続き、長寿命化対策を実施するとともに、今後のタブレットパソコンの配備など時代にふさわしい教育環境の整備に取り組んでいるところでございます。これら一連の長寿命化対策等の実施に当たりましては、基本的に長期休業期間を中心として行ってまいります。様々な教育活動やクラブ活動等に配慮する観点から、校舎の内装改修を2期に分けて実施したり、校庭・体育館のいずれかが使用できるように施行時期等を工夫したりするなど、児童の活動をしっかりと確保しながら着実に進めていく考えでございます。

次に、上から3番目の富士見丘小学校・中学校の改築では、一体的な整備に向けた調査及び測量や基本計画策定のための経費のうち、小学校費を計上しております。なお、中学校費につきましては、15ページの上から3番目に記載がございます。

その1つ下、永福図書館の移転改築においては永福図書館移転後の跡地への移転改築に向けた実施設計等の経費を計上し、現在の永福体育館移転後の跡地に、地域コミュニティ施設との複合施設として移転改築を進めます。また、その下の中央図書館の改修においては、平成29年8月に策定された改修基本計画に基づき、改修に向けた調査測量や設計のための経費を計上しております。以上が投資事業でございます。

次に16ページ以降は主な既定事業でございます。

まず16ページの上から2番目、地域運営学校等推進では、平成33年度での小中学校指定を目指し、平成30年度は新たに地域運営学校6校の指定に向けた取組を進めます。また一番下の特別支援教育では、平成30年度までの全小学校への特別支援教室の設置に引き続き、中学校においても指導の充実等を図るため、平成31年度の全中学校への設置に向けた環境整備のための経費等を計上しております。

次に、17ページの一番上の国際理解教育の推進では、新学習指導要領に基づき、小学校における外国語教育について、各学校でより充実した授業が実施されるよう、平成30年度以降段階的に増加する授業時数に応じて、学級担任を補助する外国人英語指導助手及び日本人英語指導助手の配置を拡大することとしており、その初年度の必要経費を計上しております。また、その1つ下、情報教育の推進では、学校ICTの活用環境の充実のための経費を計上し、新たに3校にタブレットパソコンを配備し

てまいります。なお、ICT環境の整備につきましては、先日開催された「杉並教育ICTフォーラム」においても、多くの参加者から「環境整備に今後も力を入れるべき」とのご意見をいただいたこと等を踏まえ、平成30年度によていする実行計画の改定の中で、全区立学校へのタブレットパソコンの早期配備の道筋を検討してまいる考えでございます。

次に18ページが一番下の小学校運営管理では、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教員の長時間労働が大きな問題となる中、教員の働き方改革を推進するため、平成29年度に一部の学校で夏季休業中に試行した「学校閉庁日」の実績等を踏まえ、平成30年度は全区立学校で実施してまいります。この項の予算としましては、新たに各学校の電話に留守番機能を設定し、年間を通じて夜間等における運用を開始するなどの経費を計上しております。この取組につきましては、中学校及び済美養護学校においても同様に経費の計上を行うものでございます。なお、これらの取組に加え、教員の意識改革や勤務時間管理などの教員の働き方改革を総合的・効果的に進めるため、平成30年中を目途に、保護者や学校関係者、地域の方等の意見を聴きながら、「(仮称)杉並区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、着実な推進を図ります。

次に19ページが一番下の小学校就学諸援助では現在、入学後の7月に支給している中学校入学準備金について平成31年度入学者からは入学前の3月へと前倒しすることとし、そのための経費等を計上しております。なお、小学校の入学準備金については、平成32年度入学者分から入学前に支給することとしており、今後、必要なシステム改修等の準備を進めてまいります。

また一番下の成人学習支援においては、区民の多様な学習機会の場と充実に向け、すぎなみ大人塾等の充実を図るための経費を計上しております。

次に、20ページが一番上の博物館の運営管理では、愛新覚羅浩の特別展示等の経費を計上しております。区民に見送られ、現在の郷土博物館の地から清朝最後の皇帝ラストエンペラーの実弟である愛新覚羅溥傑に嫁いだ愛新覚羅浩に関しましては、平成2年に特別展示を実施し、多くの区民等に観覧をいただいたところですが、このたび、区は、愛新覚羅溥傑に嫁ぐ際の心情などをつづった愛新覚羅浩の未公開書簡を入手いたしました。このことを受け、平成30年11月に改めて特別展示を開催し、

区にまつわる歴史上の貴重な資料等について、広く紹介してまいります。また一番下の次世代型科学教育の推進では次世代型科学教育の新たな拠点整備の検討を進めるための懇談会設置等の経費を計上しております。

最後に21ページは設定済みの債務負担行為についてのこの間の支出額等についてでございます。

指定管理制度による図書館の管理運営経費のほか高円寺地区の施設一体型小中一貫教育校の建設、(仮称)就学前教育支援センターの整備等の経費について債務負担行為の限度額、設定期間、支出見込み等を記載しております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明についてご意見等がございましたらお願いいたします。

教育長 ただいま平成30年度当初予算について、概要の説明がありました。小学校外国語教育の充実や特別教室へのエアコン設置、あるいは、タブレットパソコンの配備拡大や改築時期が延期された杉並第一小学校の長寿命化対策など、この間委員の皆様から様々な場面でいただいたご意見が概ね反映されているものと理解しております。区の財政状況は依然厳しいものがありますけれども、教育委員会といたしましては、この間も、事務事業の精査を徹底して行い、財政当局と調整を図り、必要な事業への予算を獲得する努力をしてきており、今後とも、そうした姿勢で各年度の予算編成に当たってまいりたいと存じます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょう。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。

議案第6号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第6号につきましては、原案のとおり可決といたします。

教育長 それでは、以上で本日予定されておりました日程を全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会といたします。